２０２１年８月１８日

大阪府中央府税事務所

所長　**久下　和宏**　様

大阪府職員労働組合

府税支部中央分会

分会長 **藤江　弘暢**

**要　　求　　書**

大阪府職員労働組合府税支部中央分会に所属する組合員と、中央府税に働く全ての職員の労働条件の向上と健康で働きやすい職場環境を確保するとともに、府民サービスの向上のため下記のことを速やかに実現することを要求します。

**記**

１　大阪府職員労働組合府税支部中央分会との労使慣行及び労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切おこなわないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉はおこなわないこと。労働条件にかかわる業務の変更にあたっては、事前に分会と協議をおこなうこと。また、協議が整わない場合はそれを実施しないこと。

２　労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを遵守すること。

３　大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。また、「定年引上げ」については、「雇用と年金の接続」と「職務給の原則に基づく賃金」を保障するよう、関係機関に働きかけること。

４　フレックスタイム制度は、窓口等府民対応業務に従事する府税関係職場を除外、または、育児・介護等の要件のある職員に限定するよう関係機関に働きかけること。

５　「税収確保対策」等を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、税収確保重点月間やシステム稼働延長等を口実とした時間外勤務の強要はしないこと。

　　超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。新型コロナウイルスにより生活や経営が困難となっている府民、企業に対し、丁寧で十分な対応が必要であり、人員確保をはじめとする適切な措置を講じ、職員の労働条件の確保を図ること。

６　職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

７　労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクの中止を関係機関に働きかけること。

８　時差勤務を廃止し、１日の勤務時間を拘束８時間（実働１日７時間、週３５時間）とするよう関係部局に働きかけること。

９　非常勤職員の雇用の継続や給与・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。

10　「副主査」選考については、対象者の負担を軽減するとともに、府税業務に必要な研修の参加を反映させること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

11　税務手当については、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。

12　台風、地震等の災害に伴う特別休暇は、職員の安全確保の観点から交通機関の途絶等に対応

するよう付与すること。必要な参集要員・対応業務を明確化するよう関係機関に働きかけるこ

と。

　　また、震災等への対応について、職員と来庁者の安全を確保するため、避難マニュアルの更新と

周知を図ること。また、震災時の安全対策として「水、食料」などを確保すること。

13　再任用職員の労働条件等を改善すること。

1. この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。特にフルタイムの再任用職員の一時金支給月数を一般職員並みに引き上げるよう関係機関へ

働きかけること。また扶養手当なども支給するよう、関係機関に働きかけること。

1. 再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また人間ドック受診に

補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

1. 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給する

よう関係機関に働きかけること。

14　ＶＤＴ作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。またＶＤＴ特別健康診断の充実と、全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

15　セクハラ・パワハラ防止のための啓発活動や研修など実効ある対策を講じること

16　職員の安全衛生と府民への感染拡大防止の観点から、コロナ等の感染防止にあたって、除菌アルコール、タオルなど備蓄物品について不足が生じないよう対処すること。

17　下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の維持改善に努めること。

1. 冷房は勤務時間開始の３０分前には運転を開始し、勤務時間終了時まで切らないこと。
2. 職員が、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、冷房を運転すること。

③　職員が自由に水分補給を行えるよう、また必要に応じて休息を取れるよう徹底すること。

19　職場環境改善については下記の事項を実現すること。

1. 冷房・暖房については、弾力的に運用するとともに、十分な換気を行うこと。
2. ７階に女子トイレを増設すること。
3. 各階のトイレットペーパー受けをワンタッチ式に改修すること。
4. ７階執務室は狭隘であるため、十分な執務スペースを確保すること。
5. 昼休み当番後や体調不良時の休憩場所を各フロアに確保すること。
6. はがれかかっているフロアマットの改修を行い、事故防止に努めること。
7. 安全衛生委員会の自主性を厳守し、その体制充実と快適な職場環境の向上を図ること。

【要望事項】

合わせて、職員の労働条件の改善と府民サービスの向上のため、下記の事項について速やかに実現することを要望します。

記

１　市内府税事務所再編後の業務実態を検証するとともに、納税者の権利保護と利便性の保証をすること。一貫した業務執行体制の確立、専門性の継承と向上のため、市内自動車税徴収及び法人二税集中化については抜本的な見直しをおこなうこと。

２　職員の職務に対する意欲や意見をそぐ職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声や、府民の声を大切にする風通しの良い組織とすること。

３　圧倒的多数の職員が資質向上につながらないと答え、住民サービス向上よりも評価される仕事が優先されてしまうと懸念し、ブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」は廃止すること。人事評価制度については、職員のやる気と透明性の向上を図るため下記の事項について速やかに実現すること。

1. チャレンジシートと期初・期中面談は廃止すること。
2. 評価基準など評価制度の説明責任を果たすこと。
3. 評価結果を全面開示すること。
4. 第三者機関による「不服申立制度」を設置すること。
5. 「確認事項」を遵守すること。

４　自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく業務量を無視した人員削減が続けられてきたことは、職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがある。

業務量の根拠なく削減した人員を回復するとともに、納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承のために、必要な人員を配置すること。

５　本来、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報を提供する税務業務の民間委託は、個人情報保護の観点からも廃止・縮小すること。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われているので、大阪府が非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立つ意味でも、公契約条例を制定すること。

６　地下１階総合受付場所の狭隘な来客スペースを拡張すること。また空調の効きをよくすること。

７　来庁する納税者のための無料駐車場を確保すること。

８　府税事務所各階に組合掲示板設置場所を確保すること。

９　分煙を徹底するため、来庁者用および職員休憩中の喫煙場所を確保すること。

10　住宅地図（利用頻度の高い近隣地区を含む）とブルーマップの更新を定期的におこなうこと。

また、更新されない場合は、代替の措置を講ずること。

11　フロアー階表示については、納税者の混乱を避けるため谷町筋側からの地上入館を１階と表示変更すること。

12　エレベーターの所在階が分かるよう改善すること。また、エレベーターに空調設備を設置すること。

13　随時、老朽化した電動自転車のバッテリーの補修・買い替えをおこなうこと。

14　合併により各階の人数が増加したため冷蔵庫を大型にすること。

15　電子レンジを設置すること。

16　電話機をナンバーディスプレイ対応に更新すること。

17　各便房ごとに便座除菌用のスプレーもしくはシートを配置すること。